

25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

飼料添加物として指定されているコレカルシフェロール（ビタミンD₃）は、家畜や家きんのカルシウムやリンの代謝などに必要な栄養素である。

しかしながら、家畜や家きんが暑さなどのストレス環境下に置かれると、肝機能の低下に伴い、ビタミンD₃の代謝が低下し、畜産物の生産性の低下が懸念されている。

このため、ビタミンD₃の代謝物である25-ヒドロキシコレカルシフェロールを飼料添加物として新規に指定することを要望する業者より、飼料添加物の用途の一つである「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の効果が認められたとして資料が提出された。

平成24年12月20日、農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会において、当該物質については、飼料添加物としての安全性及び有効性が認められるとの審議結果を得たところである。

2. 指定等の概要

25-ヒドロキシコレカルシフェロールを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準を設定し、成分規格等省令を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、豚及び鶏を対象とする飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会から、当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、告示及び省令の改正の手続を進める。